



発行 新潟県

第 50 号

令和 8 年 6 月 30 日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

35 新潟県財務規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

告 示

- 567 知事指定薬物の指定失効（感染症対策・薬務課）
- 568 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 569 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止（障害福祉課）
- 570 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 571 特定計量器定期検査（計量検定所）
- 572 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
- 573 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 574 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 575 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 576 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 577 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 578 土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）
- 579 土地改良区役員の就退任届（農地計画課）
- 580 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 581 新潟県建設工事入札参加資格審査規程の一部改正（監理課）
- 582 道路の区域変更（道路管理課）
- 583 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（ICT推進課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）

雑 報

令和7年度新潟県市町村職員共済組合決算の要旨（市町村課）

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第35号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(本庁における物品購入契約等の取扱い)</p> <p>第84条 本庁の支出負担行為担当者は、物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約を締結しようとするときは、物品購入契約等依頼書により出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をしなければならない。ただし、次に掲げる物品の購入又は製造の請負に関する契約及び特別の理由があるため支出負担行為担当者が自らその契約事務を処理する必要があると認め出納局会計検査課長の同意を得たものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 新潟県SDGs推進企業登録事業者（国際連合総会において採択された持続可能な開発のための目標の達成に資する取組を行う事業者として登録を受けたもの（知事が別に定めるところにより令和8年7月1日以後に当該登録の申請をしたものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）から購入し、又は新潟県SDGs推進企業登録事業者に製造を請け負わせる物品（1件の予定価格が第72条第1号又は第2号に定める額を超えない物品に限る。）</u></p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p>(調定)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の調定は、当該各号に定める時期に行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法</u>（昭和23年法律第129号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法律による医療費の支払を行う団体からの収入（第90条第4項において「医療保険収入」という。）診療を行った月の末日</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(公金の収納の委託)</p> <p>第105条 (略)</p>	<p>(本庁における物品購入契約等の取扱い)</p> <p>第84条 本庁の支出負担行為担当者は、物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約を締結しようとするときは、物品購入契約等依頼書により出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をしなければならない。ただし、次に掲げる物品の購入又は製造の請負に関する契約及び特別の理由があるため支出負担行為担当者が自らその契約事務を処理する必要があると認め出納局会計検査課長の同意を得たものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(調定)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の調定は、当該各号に定める時期に行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>社会保険診療報酬支払基金法</u>（昭和23年法律第129号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法律による医療費の支払を行う団体からの収入（第90条第4項において「医療保険収入」という。）診療を行った月の末日</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(公金の収納の委託)</p> <p>第105条 (略)</p>

2 (略)

3 総務部長は、県税徴収金（県税に係る過料、通告処分による罰金及び追徴金相当額、通告処分費並びに没収金を除く。第3号において同じ。）及び軽自動車税の環境性能割（第110条第1項第1号において「県税徴収金等」という。）の収納の事務を次に掲げる基準を満たしている者に委託することができる。

(1)～(3) (略)

4 (略)

(収納事務の受託者の払込み手続)

第109条 (略)

2 収納事務の受託者は、前項の払込みをする場合においては、指定金融機関等に対し、第104条の4第1項及び第105条第2項の規定による委託に係る受託者にあつては受託収納報告書、当該収入金等に係る領収済通知書及び納付書を、同条第3項の規定による委託に係る受託者にあつては受託収納報告書を添付しなければならない。ただし、収納事務の内容により添付の必要のない書類については、この限りでない。

3 (略)

(受託収納の領収印)

第110条 徴収事務又は収納事務の受託者は、委託を受けた収入金等の領収については、別記第2号様式による領収印を使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかの収入金等の領収について、当該収入金等の収納事務の受託者（以下この項において「県税等収納事務受託者」という。）が当該領収印を使用することが困難であり、かつ、納人の信頼を確保できると所掌する部局長が認めるときは、県税等収納事務受託者は、当該領収印に代えて、当該部局長が別に定める領収印を使用することができる。

(1) 県税徴収金等

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第36条第1項に規定する福祉資金貸付金の償還金

2 (略)

2 (略)

3 総務部長は、県税徴収金（県税に係る過料、通告処分による罰金及び追徴金相当額、通告処分費並びに没収金を除く。以下この項、次項、第106条、第109条第1項及び第110条において同じ。）及び軽自動車税の環境性能割（第110条において「県税徴収金等」という。）の収納の事務を次に掲げる基準を満たしている者に委託することができる。

(1)～(3) (略)

4 (略)

(収納事務の受託者の払込み手続)

第109条 (略)

2 収納事務の受託者は、前項の払込みをする場合においては、指定金融機関等に対し、第104条の4第1項及び第105条第2項の規定による委託に係る受託者にあつては受託収納報告書、当該収入金等に係る領収済通知書及び納付書を、同条第3項の規定による委託に係る受託者（次条において「県税等収納事務受託者」という。）にあつては受託収納報告書を添付しなければならない。ただし、収納事務の内容により添付の必要のない書類については、この限りでない。

3 (略)

(受託収納の領収印)

第110条 徴収事務又は収納事務の受託者は、委託を受けた収入金等の領収については、別記第2号様式による領収印を使用しなければならない。ただし、県税等収納事務受託者が当該領収印を使用することが困難であり、かつ、県税等収納事務受託者が当該領収印を使用しなくても県税徴収金等の領収に係る納人の信頼を確保できると総務部長が認めるときは、県税等収納事務受託者は、当該領収印に代えて、総務部長が別に定める領収印を使用することができる。

2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第84条の改正 令和8年7月1日

(2) 第88条第3項第3号の改正 医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

告 示

◎新潟県告示第567号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2- { 2- [(ベンゾ[d] [1, 3]ジオキソール-5-イル) メチル] - 5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル } -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類（通称名：M e t h y l e n e d i o x y n i t a z e n e）
- (2) 2- { [4- (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル } - 5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] - 1H-ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類（通称名：F l u e t o n i t a z e p y n e、N-pyrrolidino-fluetonitazene）
- (3) N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン及びその塩類（通称名：5-MeO-NiPT）

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第5号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和8年6月27日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第568号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年6月30日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
就労継続支援B型	アース新潟	上越市北城町3丁目3-3	株式会社アース	令和8年6月1日

◎新潟県告示第569号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和8年6月30日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
自立訓練（機能訓練）	ハルボンド	村上市山居町1丁目5-30	合同会社BOND	令和8年5月31日

◎新潟県告示第570号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年6月30日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
保育所等訪問支援	発育広場 五合目	柏崎市大字横山438番地5	合同会社craft map	令和8年6月1日

保育所等訪問支援	まごころ学園児童発達支援センター	見附市田井町4476番地	新潟県中越福祉事務組合	令和8年6月1日
----------	------------------	--------------	-------------	----------

◎新潟県告示第571号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和8年6月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う日時等

検査日時	検査場所	検査区域等
8月3日(月) 8月4日(火) 8月5日(水) 8月6日(木) 8月7日(金) 8月17日(月) 8月18日(火)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	魚沼市役所 本庁舎
8月19日(水)		魚沼市役所 北部庁舎
8月20日から令和9年3月15日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに2月29日、同月30日、同月31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所
		上記の未受検者 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第572号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条第2項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和8年6月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

(1) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域内）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
村上市	42者	村上中道4460番ほか135筆 22.1ha
関川村	11者	南赤谷598番ほか69筆 9.6ha
新発田市	45者	横山上ノ山853番ほか211筆 37.1ha
阿賀野市	80者	嘉瀬島苗代割192番ほか479筆 48.3ha
胎内市	114者	江尻道端527番ほか611筆 80.9ha
聖籠町	38者	丸潟1120番ほか122筆 20.8ha
新潟市	268者	北区高森新田立割2677番ほか1,348筆 125.1ha
五泉市	21者	別所東349番ほか155筆 15.7ha
阿賀町	36者	日出谷上平瀬甲6352番ほか76筆 5.4ha
三条市	46者	桑切上谷地71番1ほか201筆 20.4ha
燕市	27者	泉新居掛138番2ほか97筆 14.0ha

加茂市	5者	中大谷蚊口太784番ほか23筆 2.2ha
田上町	3者	横場新田3458番ほか4筆 1.1ha
弥彦村	11者	矢作前田7014番ほか21筆 2.4ha
長岡市	58者	寺泊五分一(土地改良)4159番ほか296筆 38.3ha
見附市	7者	西今町8番ほか29筆 5.5ha
小千谷市	22者	三仏生5466番1ほか138筆 9.2ha
出雲崎町	3者	久田大久保1103番ほか2筆 0.6ha
魚沼市	33者	大沢道北286番2ほか132筆 14.7ha
南魚沼市	22者	宮野下神明原1671番ほか78筆 13.2ha
十日町市	16者	霜条9番ほか36筆 5.3ha
津南町	28者	赤沢9778番ほか107筆 12.2ha
上越市	175者	安塚区袖山太田429番ほか438筆 131.0ha
妙高市	39者	五日市松葉670番ほか98筆 13.4ha
糸魚川市	42者	山寺2083番ほか140筆 11.9ha
佐渡市	80者	吉岡413番2ほか224筆 32.6ha
合計	1,272者	5,296筆 693.0ha

(2) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等(地域計画区域外)

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
阿賀野市	16者	出湯道上610番ほか46筆 3.8ha
聖籠町	6者	丸瀧島ノ内104番1ほか24筆 1.4ha
新潟市	44者	北区浦木鳥屋曾根1119番甲-子ほか125筆 7.0ha
五泉市	2者	中川新村西853番1ほか3筆 0.3ha
三条市	9者	直江町3丁目2595番1ほか23筆 1.3ha
田上町	1者	横場新田大田1516番1 0.1ha
見附市	1者	片桐町妻の神210番2ほか5筆 0.1ha
小千谷市	11者	千谷川三丁目1659番1ほか54筆 1.9ha
魚沼市	14者	大沢村仲498番1ほか36筆 12.4ha
南魚沼市	13者	上野熊ノ堂79番ほか33筆 2.1ha
上越市	9者	大潟区内雁子新田大谷内547番2ほか23筆 1.5ha
合計	126者	383筆 31.9ha

(3) 農地中間管理機構による賃借権の設定等(地域計画区域内)

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	18者	村上中道4458番ほか135筆 22.1ha
関川村	6者	南赤谷598番ほか69筆 9.6ha
新発田市	19者	横山上ノ山853番ほか211筆 37.1ha
阿賀野市	43者	嘉瀬島苗代割192番ほか479筆 48.3ha
胎内市	47者	黒川桜田939番ほか611筆 80.9ha
聖籠町	6者	丸瀧1123番ほか124筆 21.0ha
新潟市	104者	北区高森新田立割2677番ほか1,348筆 125.1ha
五泉市	16者	別所東349番ほか155筆 15.7ha
阿賀町	6者	日出谷上平瀬甲6352番ほか76筆 5.4ha
三条市	19者	名下若森2306番ほか201筆 20.4ha
燕市	21者	泉新居掛138番2ほか97筆 14.0ha
加茂市	4者	中大谷蚊口太784番ほか23筆 2.2ha
田上町	3者	横場新田3458番ほか4筆 1.1ha
弥彦村	7者	矢作前田7014番ほか21筆 2.4ha
長岡市	38者	寺泊五分一(土地改良)4159番ほか296筆 38.3ha

見附市	6者	西今町8番ほか29筆 5.5ha
小千谷市	19者	三仏生5466番1ほか138筆 9.2ha
出雲崎町	3者	久田大久保1103番ほか2筆 0.6ha
魚沼市	11者	大沢道南705番4ほか132筆 14.7ha
南魚沼市	20者	宮野下神明原1671番ほか78筆 13.2ha
十日町市	9者	中条己2987番2ほか36筆 5.3ha
津南町	11者	赤沢9778番ほか107筆 12.2ha
柏崎市	1者	西山町長嶺2355番 0.5ha
上越市	60者	島田八幡田3015番ほか438筆 131.0ha
妙高市	18者	五日市松葉670番ほか98筆 13.4ha
糸魚川市	21者	川詰羽黒2641番ほか140筆 11.9ha
佐渡市	66者	栗野江畑け田1997番ほか244筆 37.5ha
合計	602者	5,319筆 698.6ha

(4) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	8者	出湯道上610番ほか46筆 3.8ha
聖籠町	1者	丸潟島ノ内104番1ほか24筆 1.4ha
新潟市	30者	北区浦木鳥屋曾根1119番甲-子ほか125筆 7.0ha
五泉市	2者	中川新村西853番1ほか3筆 0.3ha
三条市	6者	直江町3丁目2595番1ほか23筆 1.3ha
田上町	1者	横場新田大田1516番1 0.1ha
見附市	1者	片桐町妻の神210番2ほか5筆 0.1ha
小千谷市	8者	千谷川三丁目1659番1ほか54筆 1.9ha
魚沼市	6者	大沢沢口2021番1ほか36筆 12.4ha
南魚沼市	10者	上野熊ノ堂79番ほか33筆 2.1ha
上越市	8者	大潟区内雁子新田大谷内547番2ほか23筆 1.5ha
合計	81者	383筆 31.9ha

(5) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	2者	小川木村176番ほか7筆 0.7ha
新発田市	9者	五十公野関野973番ほか124筆 23.5ha
阿賀野市	8者	千原家浦232番ほか61筆 7.3ha
胎内市	3者	鍬江千里1089番ほか12筆 1.9ha
聖籠町	1者	真野大坪726番 0.04ha
新潟市	22者	北区大月真那板倉甲361番ほか595筆 50.5ha
五泉市	2者	下阿弥陀瀬内野472番ほか49筆 6.3ha
三条市	1者	東大崎二丁目9番 0.1ha
長岡市	8者	西津町本田1881番ほか131筆 21.3ha
見附市	1者	仁嘉町大下乙640番ほか5筆 1.2ha
魚沼市	1者	根小屋久保1935番1ほか35筆 3.6ha
十日町市	1者	本屋敷丁1053番2ほか10筆 0.9ha
津南町	3者	上郷上田甲2655番1ほか59筆 3.6ha
上越市	2者	頸城区手島打越5666番ほか15筆 2.2ha
糸魚川市	1者	鶉石居町99番1ほか1筆 0.5ha
佐渡市	2者	野浦池田1171番ほか1筆 0.3ha
合計	67者	1,121筆 123.9ha

(6) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	2者	天神堂雪車町558番1ほか4筆 0.5ha
聖籠町	2者	丸潟島ノ内102番1ほか1筆 0.1ha
新潟市	5者	秋葉区大鹿前田202番1ほか29筆 2.9ha
三条市	1者	戸口村中294番1 0.03ha
合計	10者	38筆 3.5ha

(7) 農地中間管理機構に対する所有権の移転(買入・地域計画区域内)

市町村	所有権の移転を行う者	所有権の移転を行う土地
新発田市	2者	戸板沢山ノ下67番ほか6筆 0.4ha
阿賀野市	3者	塚田前野地97番1ほか13筆 2.5ha
新潟市	10者	南区松橋圏内545番ほか59筆 6.3ha
五泉市	3者	中川新中ノ坪469番ほか18筆 2.0ha
三条市	1者	中曽根新田1650番ほか3筆 1.1ha
燕市	3者	米納津砂田川上728番1ほか11筆 2.4ha
加茂市	1者	田中新田西屋敷1213番ほか6筆 1.0ha
長岡市	10者	小国町上谷内新田427番ほか34筆 7.5ha
小千谷市	1者	真人町上ノ島乙290番1ほか1筆 0.1ha
魚沼市	1者	堀之内布場930番1 0.1ha
上越市	11者	下馬場仲谷内106番ほか46筆 7.2ha
妙高市	1者	長森野田798番ほか3筆 1.0ha
佐渡市	5者	長江平818番ほか14筆 1.6ha
合計	52者	227筆 33.4ha

(8) 農地中間管理機構による所有権の移転(売渡・地域計画区域内)

市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地
新発田市	2者	戸板沢山ノ下67番ほか6筆 0.4ha
阿賀野市	3者	塚田前野地97番1ほか13筆 2.5ha
新潟市	12者	南区松橋圏内545番ほか59筆 6.3ha
五泉市	3者	中川新中ノ坪469番ほか18筆 2.0ha
三条市	1者	中曽根新田1650番ほか3筆 1.1ha
燕市	3者	米納津砂田川上728番1ほか11筆 2.4ha
加茂市	2者	田中新田西屋敷1213番ほか6筆 1.0ha
長岡市	6者	小国町上谷内新田427番ほか34筆 7.5ha
小千谷市	1者	真人町上ノ島乙290番1ほか1筆 0.1ha
魚沼市	1者	堀之内布場930番1 0.1ha
上越市	10者	下馬場仲谷内106番ほか46筆 7.2ha
妙高市	1者	長森野田798番ほか3筆 1.0ha
佐渡市	5者	長江平818番ほか14筆 1.6ha
合計	50者	227筆 33.4ha

2 認可年月日

令和8年6月30日

◎新潟県告示第573号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年6月30日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
新潟市北区太田1254番1	田	340

2 申請に係る農地の利用の状況

- 令和4年に土地所有者及び配偶者が立て続けに死亡し、子二人は相続放棄した。
- 当該農地は土地所有者および配偶者の死亡前より耕作されておらず、隣接地の耕作者（借受予定者）が荒廃しないよう長年管理していた。
- 借入予定者が、自ら耕作を行っている隣接農地とあわせて田として一体利用を行う計画であるため、県の裁定を希望している。
- 相続者がいないことから、裁定が行われないと今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稻栽培

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

地域計画に位置付けられた農地であり、農地中間管理権を取得する農地の基準に適合する。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年11月	5年	12,920円

6 意見書の提出

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年7月14日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第574号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年6月30日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
長岡市柿町字沖田5301番	田	1,021

2 申請に係る農地の利用の状況

- 土地所有者は死亡し、配偶者及び子はいない。
- 所有者が死亡した後、周辺農業者で当該ほ場を管理してきたが、周辺農地を耕作している借受予定者が耕作したいと申し出たことから県の裁定を希望したもの。
- 相続者がいないことから、裁定が行われないと今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稻栽培

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

地域計画に位置付けられた農地であり、農地中間管理権を取得する農地の基準に適合する。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年11月	5年	40,620円

6 意見書の提出

(1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年7月14日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第575号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年6月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
長岡市中条北131番	田	3,843
長岡市中条北218番	田	5,492
長岡市中条北294番	田	10,477

2 申請に係る農地の利用の状況

- ・ 土地所有者は死亡し、配偶者は離婚、2人の子は相続を放棄している。
- ・ 所有者死亡前から借入希望者とは別の農業者が令和8年3月まで当該ほ場を借り入れて水稻栽培を行っていた。所有者が亡くなり、相続が行われなかったことから借り入れができず農地の活用ができない状態となっている。
- ・ 借入希望者は、当該農地を活用して水稻栽培を行う計画であるため、県の裁定を希望している。
- ・ 相続者がいないことから、裁定が行われないと今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稻栽培

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

地域計画に位置付けられた農地であり、農地中間管理権を取得する農地の基準に適合する。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年11月	5年	689,610円

6 意見書の提出

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
 - ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
 - エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨及びその理由
 - カ その他参考となるべき事項
- (2) 提出期限
令和8年7月14日
- (3) 提出先
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課
- (4) 提出方法
上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第576号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年6月30日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
長岡市与板町南中字上新田33番	田	1,690
長岡市与板町南中字上新田34番	田	3,143
長岡市与板町南中字上新田35番	田	3,067
長岡市与板町南中字上新田36番	田	3,014
長岡市与板町南中字上新田52番	田	3,093
長岡市与板町南中字上新田53番	田	3,207
長岡市与板町南中字上新田297番1	田	710
長岡市与板町南中字前新田319番	田	3,133
長岡市与板町南中字前新田326番	田	3,223

2 申請に係る農地の利用の状況

- ・ 土地所有者は死亡し、配偶者及び3人の子は相続を放棄している。
- ・ 所有者死亡前から借入希望者が令和8年3月まで当該ほ場を借り入れて水稻栽培を行っていた。所有者が亡くなり、相続が行われなかったことから借り入れができず農地の活用ができない状態となっている。
- ・ 借入希望者は、引き続き当該農地を活用して水稻栽培を行う計画であるため、県の裁定を希望している。
- ・ 相続者がいないことから、裁定が行われないと今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稻栽培

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

地域計画区域外の農地(上新田297番1)は含まれるが、農地の集積・集約化を実現する必要があることから、農地中間管理権を取得する農地の基準に適合する。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年11月	5年	603,675円

6 意見書の提出

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年7月14日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第577号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、村上市の荒川沿岸土地改良区の定款の変更を令和8年6月17日認可した。

令和8年6月30日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第578号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、新潟市の信濃川下流土地改良区連合の定款の変更を令和8年6月15日認可した。

令和8年6月30日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第579号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、長岡市の川口土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和8年6月30日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事	長岡市西川口697番地	岡村 健市 (理事長)
〃	〃 西川口2912番地	山田 利浩
〃	〃 川口武道窪43番地	阿部 晴夫
〃	〃 東川口251番地	目黒 喜代司
〃	〃 川口和南津866番地2	覚張 弘
〃	〃 川口中山557番地10	古田島 悟
〃	〃 西川口1377番地	山田 正巳
〃	〃 川口牛ヶ島1128番地	江島 弘明
〃	〃 川口相川568番地	廣井 渡
〃	〃 西川口1530番地	小西 英知
〃	〃 川口中山859番地	堀沢 裕司
〃	〃 西川口27番地4	真島 欽一
〃	〃 西川口2996番地3	畔上 光貴
監事	〃 西川口2551番地1	小西 昭一
〃	〃 川口相川1963番地	鈴木 裕明
〃	〃 川口荒谷432番地	宮 未尋

就任年月日 令和8年5月22日

2 退任

理事 長岡市西川口697番地 岡村 健市

		(理事長)
〃	〃	川口中山1077番地5 古田島 宏明
〃	〃	川口武道窪43番地 阿部 晴夫
〃	〃	東川口251番地 目黒 喜代司
〃	〃	川口相川2064番地 石坂 武幸
〃	〃	川口和南津866番地2 覺張 弘
〃	〃	川口中山557番地10 古田島 悟
〃	〃	西川口2297番地1 関 勝久
〃	〃	西川口1468番地 小西 康友
〃	〃	西川口454番地3 真島 利昭
〃	〃	西川口2912番地 山田 利浩
〃	〃	川口牛ヶ島1128番地 江島 弘明
〃	〃	西川口1977番地 小宮山 和幸
監事	〃	川口中山106番地3 阿部 和真
〃	〃	川口相川2050番地 廣井 義市
〃	〃	西川口1705番地 関 博之
退任年月日	令和8年5月21日	

◎新潟県告示第580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、長岡市及び小千谷市の一部を受益地域とする県営越路原地区農業用排水施設整備（かんがい排水「集積型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年7月1日から令和8年7月29日まで

3 縦覧に供する場所

新潟県農地部農地計画課ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第581号

新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年12月新潟県告示第3296号）の一部を次の表のように改正し、令和8年7月1日から実施する。

令和8年6月30日

新潟県知事 花角 英世

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別記 (第6条、第16条関係) 建設工事入札参加資格審査事項 競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主観的事項 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 社会貢献活動等の状況 次のアからケまでに掲げる事項の該当の有無 ア～ク (略)</p> <p><u>ケ 新潟県SDGs推進企業登録制度の登録状況 新潟県SDGs推進企業登録制度に基づく登録(新潟県に主たる営業所(法第3条第1項に規定する営業所をいう。)を有する者に限る。)</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>別記 (第6条、第16条関係) 建設工事入札参加資格審査事項 競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主観的事項 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 社会貢献活動等の状況 次のアからクまでに掲げる事項の該当の有無 ア～ク (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

◎新潟県告示第582号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

- なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年6月30日

新潟県知事 花角 英世

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 117号
- 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市中条甲826番2から	新	10.7～14.3メートル	39.6メートル
同市中条甲827番1まで	旧	10.0～13.8メートル	39.6メートル

◎新潟県告示第583号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

- なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年6月30日

新潟県知事 花角 英世

- 路線名 一般国道 117号
- 供用開始の区間
十日町市中条甲826番2から同市中条甲827番1まで
- 供用開始の期日 令和8年6月30日

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用モバイルコンピュータ（その4）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和8年6月30日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用モバイルコンピュータ（その4）の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和8年6月30日（火）から令和8年7月31日（金）まで、新潟県知事政策局ICT推進課ホームページでダウンロードすること。

URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/>

(2) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年7月31日（金） 午後1時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁行政庁舎16階入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書（仕様書を含む）の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和8年6月30日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和8年7月17日（金） 午後5時まで

イ 提出方法

本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第

1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。
郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

ウ 提出場所

郵便番号：950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県知事政策局ICT推進課
電話：025-280-5105

エ 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和8年7月24日(金)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に契約期間の月数を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-system mobile computer [5,700] units

(2) Time and place of bidding:

1:30 p.m. July 31, 2026

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

ICT Promotion Division

Governor's Policy Bureau

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年6月30日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 (仮称) Sm・Av・Cm新発田ファッションモール

所在地 新発田市舟入町三丁目769番3 外

設置者 株式会社しまむら

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 令和8年2月20日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和8年6月30日から令和8年7月30日まで

雑 報

令和7年度新潟県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定により、令和7年度決算の要旨を公告する。

令和8年6月30日

新潟県市町村職員共済組合

理事長 品 田 宏 夫

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
負担金	10,426,794	21,030,963	1,124,365	140,049	0	0	318,962	471,876	0	0	0	0
掛金・組合員保険料	10,443,205	13,697,821	1,124,354	0	0	0	0	464,076	0	0	0	0
収												
施設収入・商品売上	0	0	0	0	0	0	0	277,956	189,337	0	0	0
利息及び配当金	24,111	0	0	0	0	5,845	2,289	20,198	682	291,541	1,777	2
その他の収入	1,189,013	0	0	0	0	0	118,467	559	150	34,975	17,794	138
入												
他経理から繰入	0	0	0	0	0	0	60,773	23,476	30,300	0	0	0
前年度繰越支払準備金	1,693,034	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	23,776,157	34,728,784	2,248,719	140,049	0	5,845	500,491	1,258,141	220,469	326,516	19,571	140
給付	11,669,618	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役員給与	0	0	0	0	0	0	218,946	50,568	67,872	13,098	10,853	0
旅費・事務費	0	0	0	0	0	0	31,074	11,279	1,455	1,912	1,059	0
商品仕入	0	0	0	0	0	0	0	404	4,262	0	0	0
飲食材料費	0	0	0	0	0	0	0	35,837	38,821	0	0	0
委託費	0	0	0	0	0	0	7,477	12,620	281	1,877	19	0
支払利息	0	0	0	0	0	5,845	0	0	0	133,201	0	138
運合会払込金	252,954	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期高齢者納付金	2,573,393	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後期高齢者支援金	4,158,101	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病床転換支援金	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負担金払込金	0	21,030,963	1,124,365	140,049	0	0	0	0	0	0	0	0
掛金・組合員保険料払込金	0	13,697,821	1,124,354	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出												
他経理へ繰入	60,773	0	0	0	0	0	0	53,776	0	0	0	0
その他の支出	3,188,200	0	0	0	0	0	264,019	992,559	91,749	5,339	3,374	0
次年度繰越支払準備金	1,780,336	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	23,683,377	34,728,784	2,248,719	140,049	0	5,845	521,516	1,157,043	204,440	155,427	15,305	138
差引当期利益金又は当期損失金(△)	92,780	0	0	0	0	0	△ 21,025	101,098	16,029	171,089	4,266	2

貸借対照表の要旨

流動資産	7,778,376	2,093,687	139,420	896	0	398,016	514,645	3,993,849	382,022	1,738,569	655,448	796
固定資産	0	0	0	0	0	2,520,498	14,288	1,294,551	274,898	34,362,131	1,381,226	11,457
資産合計	7,778,376	2,093,687	139,420	896	0	2,918,514	528,933	5,288,400	656,920	36,100,700	2,036,674	12,253
流動負債	57,019	2,093,687	139,420	896	0	0	17,795	39,812	21,839	33,028,110	294	0
固定負債	1,780,336	0	0	0	0	2,918,514	232,843	39,434	31,645	15,438	18,957	11,457
負債合計	1,837,355	2,093,687	139,420	896	0	2,918,514	250,638	79,246	53,484	33,043,548	19,251	11,457
純資本剰余金	0	0	0	0	0	0	0	575,935	1,130,374	0	0	0
種立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産												
利益剰余金又は欠損金(△)	5,941,021	0	0	0	0	0	278,295	4,633,219	△ 526,938	3,057,152	2,017,423	796
純資産合計	5,941,021	0	0	0	0	0	278,295	5,209,154	603,436	3,057,152	2,017,423	796
負債・純資産合計	7,778,376	2,093,687	139,420	896	0	2,918,514	528,933	5,288,400	656,920	36,100,700	2,036,674	12,253